

参考資料

「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」における基本的な整備形態

「ガイドライン」では、自転車通行空間の整備形態として、次の三つが示されています。

① 自転車道

- ・ 車道内に自転車専用の車線を設け、自転車と自動車の通行する空間を縁石などの工作物によって物理的に分離します。
- ・ 左側一方通行を基本とします。この場合、道路の両側に自転車道を整備します。
- ・ 幅員は2メートル以上（やむを得ない場合は、1.5メートルまで縮小可）とします。

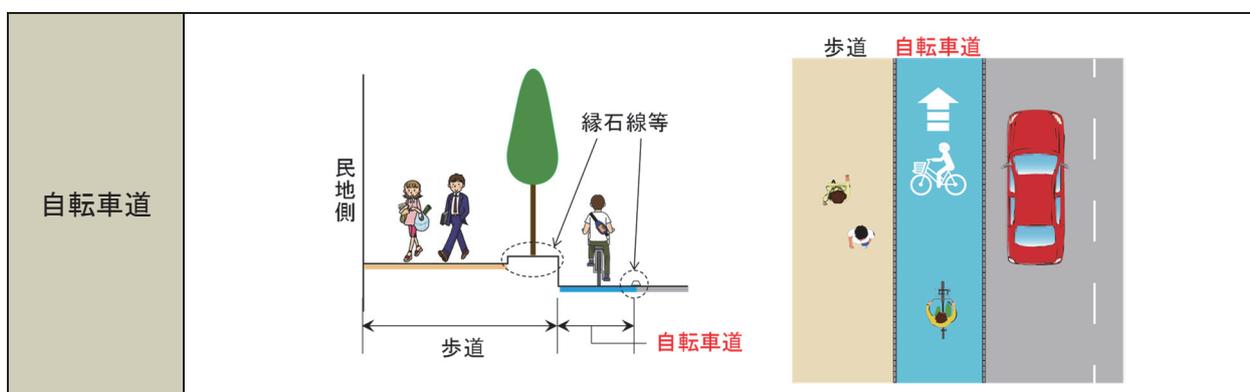


図1 自転車道の基本的な整備形態（イメージ）

（資料 国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」）



図2 自転車道の事例



② 自転車専用通行帯

- ・ 車道内に自転車専用の車線を設け、**自転車と自動車の通行する空間を路面表示によって視覚的に分離**します。
- ・ 交通規制によって指定された、自転車が専用で通行する車両通行帯です。
- ・ 自転車は、自動車と同様に左側一方通行です。
- ・ 幅員は 1.5 メートル以上（やむを得ない場合は、整備区間の一部で1メートルまで縮小可）とします。

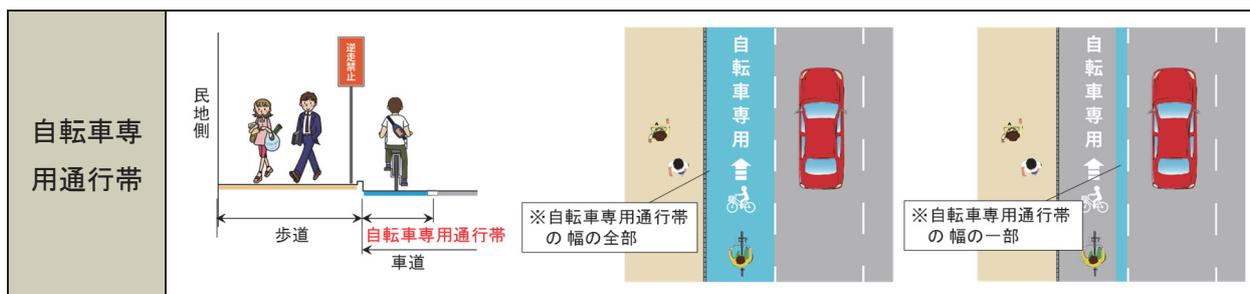


図3 自転車専用通行帯の基本的な整備形態（イメージ）

（資料 国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」）



図4 自転車専用通行帯の事例



③ 車道混在

- ・ 車道内に自転車通行位置を明示し、**自転車と自動車が混在して通行**します。
- ・ 路面表示により、自動車運転者に自転車の車道通行を認識させるとともに、自転車への注意喚起を促します。
- ・ 自転車は、自動車と同様に左側一方通行です。
- ・ 幅員は、排水構造物等を除いて1メートル以上確保することが望ましいとされています。

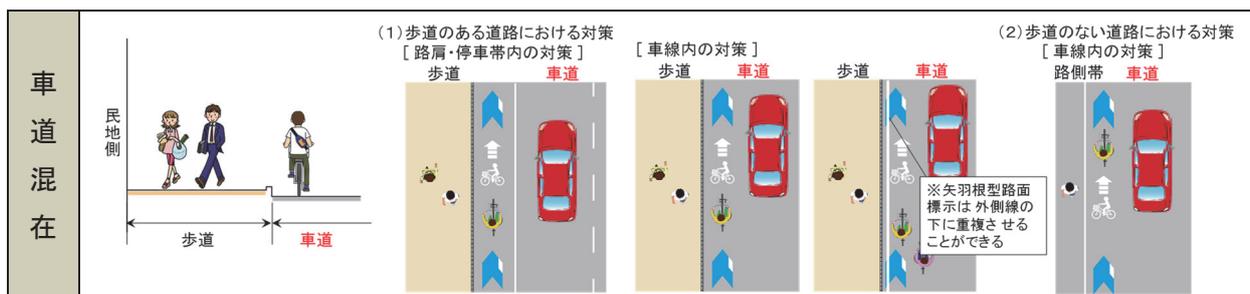


図5 車道混在の基本的な整備形態（イメージ）

（資料 国土交通省「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」）

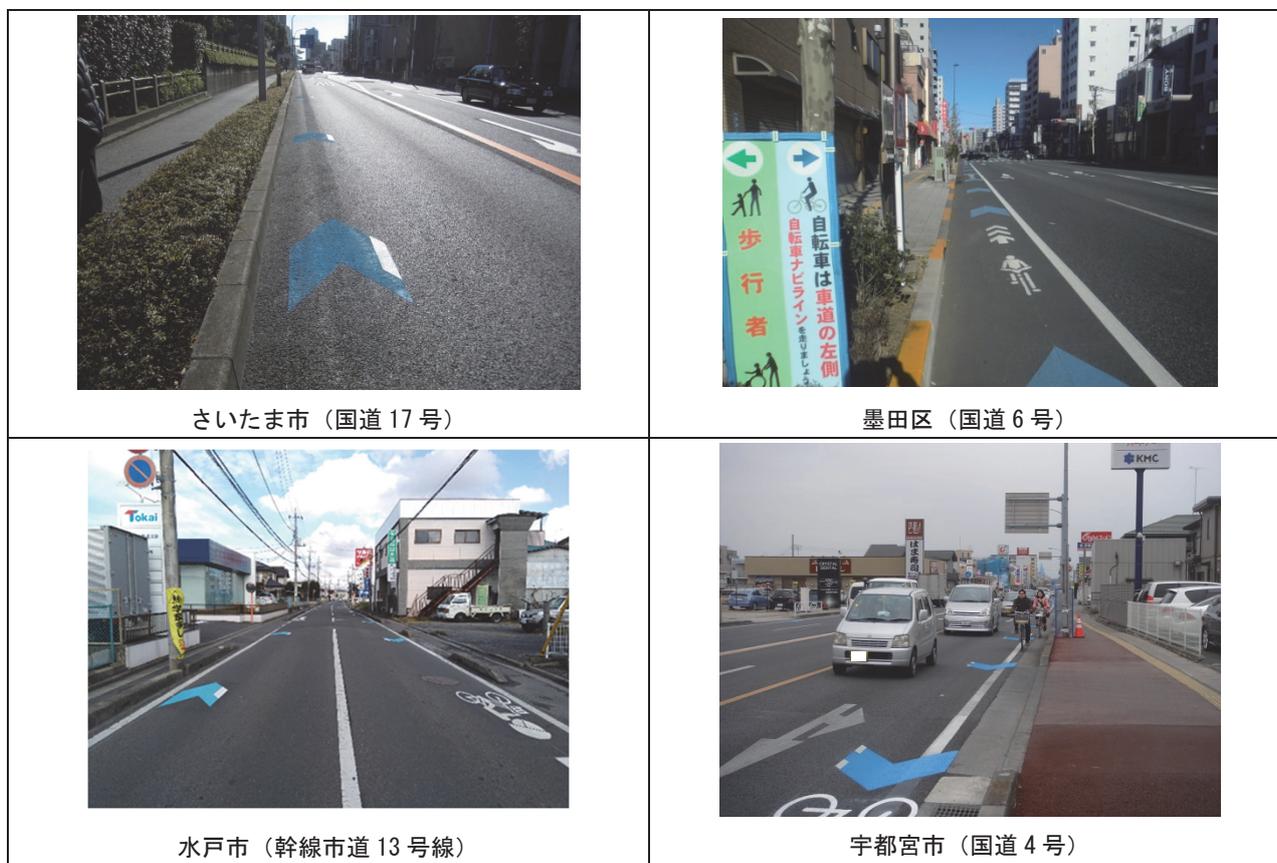


図6 車道混在の事例



ネットワーク候補路線の一覧

道路管理者	路線区分	路線名	延長 (km)	道路管理者	路線区分	路線名	延長 (km)	
国土交通省	国道	国道 6 号	0.3	水戸市	市道	上市 3 号線	0.4	
		国道 6 号バイパス	1.1			上市 4 号線	0.5	
		国道50号	7.6			上市 5 号線	0.9	
		国道50号バイパス	9.4			上市 6 号線	1.6	
		国道51号	3.8			上市 7 号線	1.3	
茨城県	国道 (県管理)	国道118号	3.9			上市31号線	0.3	
		国道123号	6.6			上市36号線	0.3	
		国道349号	2.2			上市115号線	0.1	
	主要地方道	水戸岩間線	3.7			上市118号線	0.5	
		水戸神栖線	10.7			上市119号線	0.4	
		玉里水戸線	2.4			上市154号線	0.2	
		水戸勝田那珂湊線	0.6			上市187号線	0.6	
		県道	石川袴塚線			1.5	上市188号線	0.4
			赤塚馬口労線			4.2	上市189号線	0.4
			真端水戸線			0.9	上市196号線	0.3
			中石崎水戸線			2.5	上市198号線	0.2
			長岡水戸線			6.0	上市200号線	0.1
			下入野水戸線			5.5	上市201号線	0.1
			上水戸停車場千波公園線			2.0	上市202号線	0.2
			市毛水戸線			1.5	上市204号線	0.2
			小泉水戸線			0.4	上市213号線	0.2
			水戸枝川線			0.5	上市217号線	0.1
			常磐公園線			0.4	上市218号線	0.4
			幹線 1 号線			2.0	上市228号線	0.1
			幹線 2 号線			1.5	上市229号線	0.2
幹線 3 号線	6.5		上市234号線			0.2		
幹線 4 号線	2.2	上市238号線	0.8					
幹線 5 号線	0.4	上市239号線	0.2					
幹線 6 号線	1.7	上市247号線	0.2					
幹線11号線	0.4	上市261号線	0.2					
幹線12号線	5.1	上市266号線	0.2					
幹線13号線	1.5	上市302号線	0.9					
幹線15号線	5.4	上市337号線	0.6					
幹線16号線	1.6	上市352号線	0.1					
幹線17号線	1.8	上市353号線 (大手門区間含む)	0.6					
幹線18号線	3.8	赤塚338号線	0.2					
幹線19号線	1.6	赤塚339号線	0.2					
幹線20号線	2.0	赤塚342号線	0.5					
幹線21号線	1.5	赤塚384号線	0.4					
幹線22号線	0.2	千波 1 号線	0.7					
幹線23号線	2.2	千波 2 号線	0.9					
幹線24号線	1.2	千波144号線	0.7					
幹線25号線	1.9	河和田61号線	0.3					
幹線26号線	1.3	河和田75号線	0.3					
幹線27号線	1.4	河和田173号線	0.1					
幹線31号線	0.8	河和田180号線	0.5					
幹線36号線	1.6	見川 1 号線	0.8					
幹線37号線	3.7	見川 6 号線	0.4					
幹線38号線	1.1	見川116号線	1.2					
幹線39号線	2.6	常磐 4 号線	1.0					
駅南 1 号線	1.0	常磐 5 号線	0.7					
駅南 2 号線	0.6	常磐68号線	0.1					
駅南 4 号線	1.6	常磐116号線	0.4					
駅南 5 号線	0.5	常磐147号線	0.8					
駅南13号線	0.1	常磐209号線	0.6					
駅南20号線	0.3	渡里166号線	0.5					
駅南45号線	0.2	渡里296号線	1.0					
駅南59号線	0.6	上中妻35号線	0.5					
駅南190号線	0.2	上中妻46号線	1.1					
寿135号線	0.8	上中妻283号線	0.5					



道路管理者	路線区分	路線名	延長 (km)
水戸市	市道	浜田1号線	0.8
		浜田2号線	0.4
		浜田3号線	0.2
		浜田5号線	0.6
		浜田36号線	0.3
		浜田91号線	0.1
		浜田92号線	0.6
		浜田153号線	0.6
		浜田171号線	1.0
		吉田68号線	0.7
		柳河220号線	0.1
		内原6-0002号線	0.5
		内原6-0004号線	0.9
		内原7-0058号線	0.6
		内原8-0050号線	1.3
		内原8-0051号線	2.2
		内原8-0163号線	0.5
		内原8-2372号線	0.1
		内原8-2374号線	0.2
		内原8-3133号線	0.1
		常澄6-0001号線	1.1
自転車道1号線	6.9		
千波湖園路	3.0		
国土交通省			22.2
茨城県			55.5
水戸市			113.0
計			190.7



SDGs(持続可能な開発目標)と各種施策との関連性

(1) 17の持続可能な開発目標



(2) 各事業とSDGsとの関連性

基本方針	基本施策	施策	SDGsの目標
1 自転車に乗ってみたいくなる「意識づくり」	(1) 安全への意識づくり	① 自転車利用者への安全教育の充実	  
		② 自動車運転者への啓発の充実	  
		③ 自転車損害賠償保険の加入促進	  
	(2) マイカーに過度に依存しない意識づくり	④ 自転車利用による健康増進	  
		⑤ 自転車通勤の推奨	  
		⑥ イベント開催時における自転車利用のPR	  



基本方針	基本施策	施策	SDGsの目標
2 「自転車に乗ってみたいくなる道づくり」	(1) 連続性を確保した回遊性の高い道づくり	⑦ 自転車ネットワークの構築	  
		⑧ わかりやすい案内誘導サインの設置	  
	(2) 安全で快適な道づくり	⑨ 道路事情に応じた自転車通行区間の整備	  
		⑩ 整備路線の適切な維持管理	  
3 「自転車に乗ってみたいくなるしくみづくり」	(1) 気軽に利用できるしくみづくり	⑪ 駐輪環境の整備	  
		⑫ コミュニティサイクル等の整備	  
	(2) 公共交通と連携できるしくみづくり	⑬ サイクル・アンド・ライドの推進	  
		⑭ 公共交通機関との連携	  
	(3) まちづくりを支えるしくみづくり	⑮ サイクルツーリズムの推進	  
		⑯ 災害時の自転車の活用	 



自転車活用推進法

平成二十八年法律第百十三号

自転車活用推進法

目次

- 第一章 総則（第一条－第七条）
- 第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針（第八条）
- 第三章 自転車活用推進計画等（第九条－第十一条）
- 第四章 自転車活用推進本部（第十二条・第十三条）
- 第五章 雑則（第十四条・第十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減、災害時における交通の機能の維持、国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、自転車の活用の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、自転車活用推進本部を設置することにより、自転車の活用を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自転車の活用の推進は、自転車による交通が、二酸化炭素、粒子状物質等の環境に深刻な影響を及ぼすおそれのある物質を排出しないものであること、騒音及び振動を発生しないものであること、災害時において機動的であること等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

- 2 自転車の活用の推進は、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。
- 3 自転車の活用の推進は、交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行われなければならない。
- 4 自転車の活用の推進は、交通の安全の確保を図りつつ、行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自転車の活用の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、情報の提供その他の活動を通じて、基本理念に関する住民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第五条 公共交通に関する事業その他の事業を行う者は、自転車と公共交通機関との連携の促進等に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第六条 国民は、基本理念についての理解を深め、国又は地方公共団体が実施する自転車の活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。



(関係者の連携及び協力)

第七条 国、地方公共団体、公共交通に関する事業その他の事業を行う者、住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第二章 自転車の活用の推進に関する基本方針

第八条 自転車の活用の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路をいう。）、自転車専用車両通行帯等の整備
- 二 路外駐車場（駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場をいう。）の整備及び時間制限駐車区間（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四十九条第一項に規定する時間制限駐車区間をいう。）の指定の見直し
- 三 自転車を賃貸する事業の利用者の利便の増進に資する施設の整備
- 四 自転車競技のための施設の整備
- 五 高い安全性を備えた良質な自転車の供給体制の整備
- 六 自転車の安全な利用に寄与する人材の育成及び資質の向上
- 七 情報通信技術等の活用による自転車の管理の適正化
- 八 自転車の利用者に対する交通安全に係る教育及び啓発
- 九 自転車の活用による国民の健康の保持増進
- 十 学校教育等における自転車の活用による青少年の体力の向上
- 十一 自転車と公共交通機関との連携の促進
- 十二 災害時における自転車の有効活用に資する体制の整備
- 十三 自転車を活用した国際交流の促進
- 十四 自転車を活用した取組であって、国内外からの観光旅客の来訪の促進、観光地の魅力の増進その他の地域の活性化に資するものに対する支援
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関し特に必要と認められる施策

第三章 自転車活用推進計画等

(自転車活用推進計画)

第九条 政府は、自転車の活用の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める自転車の活用の推進に関する基本方針に即し、自転車の活用の推進に関する目標及び自転車の活用の推進に関し講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた計画（以下「自転車活用推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 国土交通大臣は、自転車活用推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 3 政府は、自転車活用推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、自転車活用推進計画の変更について準用する。

(都道府県自転車活用推進計画)

第十条 都道府県は、自転車活用推進計画を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項及び次条第一項において「都道府県自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県は、都道府県自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(市町村自転車活用推進計画)

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 市町村は、市町村自転車活用推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。



第四章 自転車活用推進本部

(設置及び所掌事務)

第十二条 国土交通省に、特別の機関として、自転車活用推進本部（次項及び次条において「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自転車活用推進計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
- 二 自転車の活用の推進について必要な関係行政機関相互の調整に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自転車の活用の推進に関する重要事項に関する審議及び自転車の活用の推進に関する施策の実施の推進に関すること。

(組織等)

第十三条 本部は、自転車活用推進本部長及び自転車活用推進本部員をもって組織する。

2 本部の長は、自転車活用推進本部長とし、国土交通大臣をもって充てる。

3 自転車活用推進本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 総務大臣
- 二 文部科学大臣
- 三 厚生労働大臣
- 四 経済産業大臣
- 五 環境大臣
- 六 内閣官房長官
- 七 国家公安委員会委員長
- 八 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣以外の国务大臣のうちから、国土交通大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 雑則

(自転車の日及び自転車月間)

第十四条 国民の間に広く自転車の活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車の日及び自転車月間を設ける。

2 自転車の日は五月五日とし、自転車月間は同月一日から同月三十一日までとする。

3 国は、自転車の日においてその趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとし、国及び地方公共団体は、自転車月間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう奨励しなければならない。

(表彰)

第十五条 国土交通大臣は、自転車の活用の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(法制上の措置)

第二条 政府は、自転車の活用の推進を担う行政組織の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



水戸市自転車利用環境整備計画策定に係る経過の概要

年 月 日	内 容
令和2年 7月28日	水戸市長から水戸市自転車利用環境整備審議会に対して、水戸市自転車利用環境整備計画について諮問
同日	令和2年度第1回水戸市自転車利用環境整備審議会 ・計画策定の基本方針について
11月24日	令和2年度第2回水戸市自転車利用環境整備審議会 ・水戸市自転車活用推進計画（素案）について
12月24日	政策会議 ・水戸市自転車活用推進計画（素案）について
令和3年 1月12日 ～2月10日	水戸市自転車活用推進計画（素案）に係る意見公募手続き ・意見数 計 4人 24件
2月17日	令和2年度第3回水戸市自転車利用環境整備審議会 ・意見公募手続きの結果と意見への対応について
2月19日	水戸市自転車利用環境整備審議会から水戸市長に対して、水戸市自転車活用推進計画について答申
3月25日	庁議 ・水戸市自転車活用推進計画策定



交通諮問第 1 号
令和 2 年 7 月 28 日

水戸市自転車利用環境整備審議会 様

水戸市長 高 橋 靖

水戸市自転車活用推進計画について（諮問）

水戸市における安全で快適な自転車の利用環境の整備を推進するため、水戸市自転車利用環境整備審議会条例（平成 26 年水戸市条例第 6 号）第 2 条の規定に基づき、下記計画の内容について諮問します。

記

1 水戸市自転車活用推進計画について



交通答申第1号
令和3年2月19日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市自転車利用環境整備審議会
会長 金利昭

水戸市自転車活用推進計画について（答申）

令和2年7月28日付け交通諮問第1号で諮問のあったことについては、別添計画書により答申します。

なお、安全で快適な自転車通行空間の早期実現に向け、本計画に位置付けた施策の推進に当たり、下記のとおり意見を付すものとします。

記

- 1 現行の「水戸市自転車利用環境整備計画」に基づいて実施された成果としての自転車通行空間整備と交通安全教育は、全国的に見ても高く評価できる。この成果を、自転車利用環境向上会議を招致して全国へ発信することを含めて、引き続き関係者の努力を期待する。
- 2 国の「自転車活用推進計画」や県の「いばらき自転車活用推進計画」を受けて、各方面から自転車の利活用推進が強く叫ばれているが、自転車利用環境整備の二本柱は自転車通行空間整備と交通安全教育であり、拙速に利活用だけを推進することは交通の混乱を助長することから、市独自の条例制定の検討を進め、自転車の利活用の前提となる自転車通行空間整備と交通安全教育を着実に実行していくこと。
- 3 計画に位置付けた施策の推進に当たっては、関係部局の連携と人材確保が不可欠であることから、計画立案や社会実験実施の過程で会得した計画技術を確実に継承するとともに、国等が開催する研修会へ積極的に参加するなど、常に最新の知見の習得に努め、計画技術者と道路建設技術者の人材育成に尽力すること。



(設置)

第 1 条 本市における安全で快適な自転車の利用環境の整備を推進するため、水戸市自転車利用環境整備審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自転車の利用環境の整備に係る計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、安全で快適な自転車の利用環境の整備に関し、必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、市民、関係行政機関又は関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に、委員の互選により会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 審議会に、第 2 条に規定する所掌事項について調査及び検討(以下「調査等」という。)をするため、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会の委員は、第 3 条に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の委員の互選により選出し、部会の運営については、前条の規定を準用する。
- 5 部会において調査等を行った場合は、当該調査等の結果を審議会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第 8 条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、市長公室において行う。

(平 27 条例 9 ・一部改正)



(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月24日条例第9号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



水戸市自転車利用環境整備審議会委員名簿

(敬称略)

選出区分	所属	役職	氏名	在任期間
学識経験者	茨城大学工学部都市システム工学科	教授	金 利昭	H26. 9. 1 から
	茨城大学工学部都市システム工学科	准教授	平田 輝満	H26. 9. 1 から
	地球の友・金沢	自転車・歩行者安全マップ担当	三国 成子	H26. 9. 1 から
	特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会	理事長	小林 成基	H26. 9. 1 から
関係団体	茨城県交通安全母の会連合会	会長	山口 美知子	H27. 7. 28 から
	茨城県自転車二輪自動車商協同組合	理事長	富田 武	H29. 12. 19 から
	水戸商工会議所	副会頭	櫻場 誠二	H28. 11. 29 から
	水戸市肢体障害者福祉協会	副会長	田口 美博	H31. 4. 1 から
	水戸女性会議	幹事	島田 弘子	R2. 4. 1 から
	水戸女性フォーラム	副会長	大金 和夫	H28. 8. 1 から
	一般社団法人茨城県バス協会	専務理事	川上 敬一	R2. 4. 1 から
	茨城県高等学校長協会	水戸地区会長	深谷 靖	R2. 4. 1 から
関係行政機関	国土交通省関東地方整備局 常陸河川国道事務所道路管理第二課	建設専門官	渡邊 孝雄	R2. 4. 1 から
	茨城県県民生活環境部 スポーツ推進課	課長	内田 久雄	R2. 4. 1 から
	茨城県土木部道路維持課 道路保全強化推進室	室長	石川 昭	H31. 4. 1 から
	茨城県土木部水戸土木事務所	所長	皆川 和彦	H31. 4. 1 から
	茨城県警察本部交通部交通規制課	課長	小森 正彦	H31. 4. 1 から
	茨城県水戸警察署	交通官	栗山 英司	R2. 8. 1 から
市民	公募		(井野 功一)	H28. 9. 1 から
			(渡辺 修宏)	H28. 9. 1 から
			吉川 勝	R2. 9. 1 から
			西村 智訓	R2. 9. 1 から

※委員は R3. 3. 31 現在

※ () 内は前任の委員



水戸市関係部署一覧

所 属		関係課会議	審議会
市長公室	政策企画課	○	○
総務部	行政経営課	○	
財務部	財政課	○	
市民協働部	防災・危機管理課	○	○
	生活安全課	○	○
生活環境部	環境保全課	○	○
保健医療部	地域保健課	○	○
産業経済部	商工課	○	○
	観光課	○	○
建設部	建設計画課	○	○
	道路管理課	○	○
	道路建設課	○	○
	内原建設事務所	○	○
都市計画部	都市計画課	○	○
	市街地整備課	○	○
	泉町周辺地区開発事務所	○	○
教育委員会	学校保健給食課	○	○
市長公室	交通政策課	事務局	

※部署名称は R3. 3. 31 現在



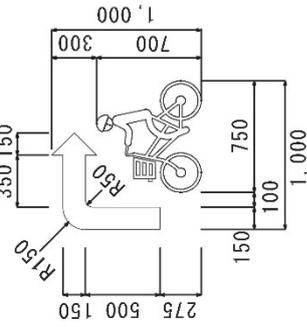
路面表示参考図

※出来形管理，品質管理は区画線工を準用

標準仕上り厚：1.5mm

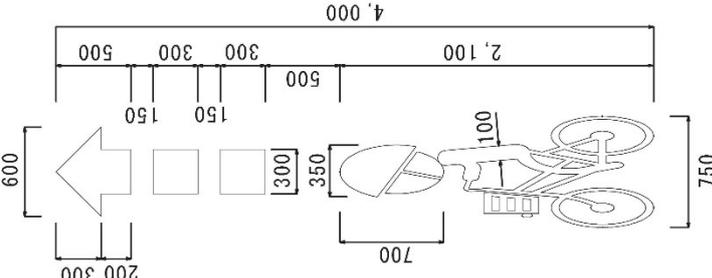
二段階右折表示

(白色・すべり止め入り)
すべり抵抗値60BPN以上



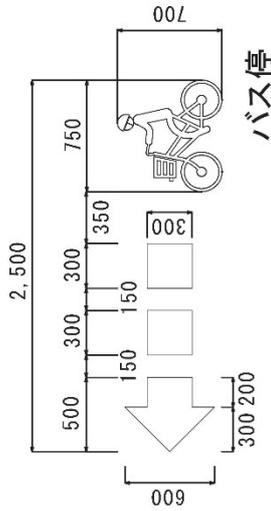
自転車ピクトグラム

一般単路部・標準
(白色・すべり止め入り)
すべり抵抗値60BPN以上

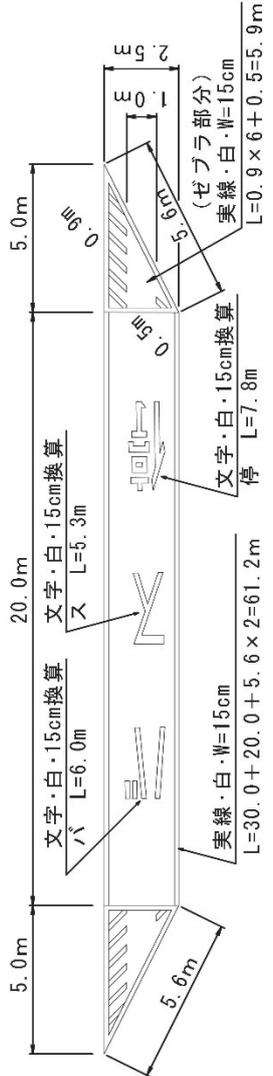


自転車ピクトグラム

細街路取り付け部
(白色・すべり止め入り)
すべり抵抗値60BPN以上

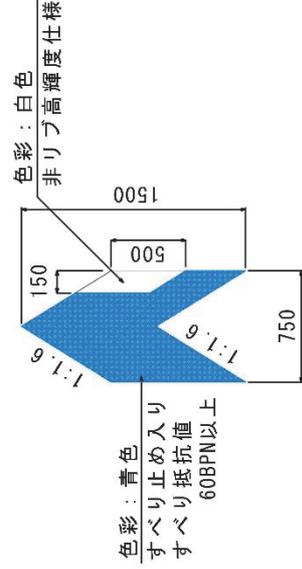


バス停



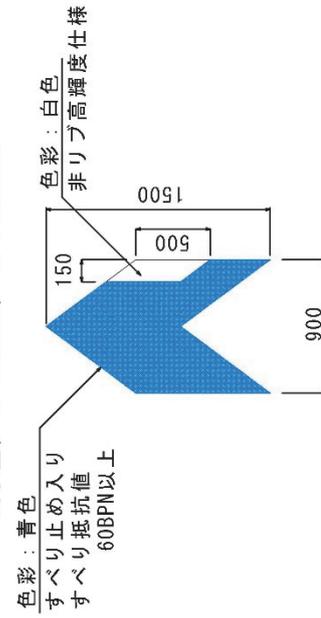
矢羽根

一般単路部・標準
(青色，W=750mm，H=1500mm)



矢羽根

交差点内部
(青色，W=900mm，H=1500mm)



バス停		1.0箇所当り材料表	
名称	形状・寸法	数	量
溶融式区画線	実線・白・W=150mm	61.2+5.9×2	73.0 m
文字	バス停	6.0+5.9+7.8	19.1 m



用語解説

行	用語	説明
あ 行	アウトカム指標	施策や事業の実施により発生する効果・成果（アウトカム）を表す指標
	安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という観点に基づき、自転車通行空間として重要な路線を対象とした面的な自転車ネットワーク計画の作成方法や、交通状況に応じて、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間整備のための自転車通行空間設計の考え方等について、2012（平成24）年11月に国土交通省道路局と警察庁交通局が策定した。 2016（平成28）年7月には、現行ガイドラインのうち、「Ⅰ．自転車通行空間の計画」、「Ⅱ．自転車通行空間の設計」について改定を行った。
	いばらき県中央地域観光協議会	茨城県の中央部に位置する水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村の観光振興を目的とした組織
	いばらき自転車活用推進計画	自転車活用推進法の施行や国の自転車活用推進計画を踏まえ、国を挙げて自転車活用の動きが急速に高まってきたことを受けて、平成31年3月に茨城県が策定した。「誰もが安全・快適に自転車を活用することができる地域社会の実現」を目指し、「サイクルツーリズム」、「道路空間整備」、「安全教育」、「健康増進」の4つの施策目標を設定している。
	エクササイズ	英語で運動の意味。肉体能力の維持・強化や健康保持などを目的とした肉体的な運動の総称。 また、厚生労働省が生活習慣病予防のために独自に定めた運動量の単位をいう。
	SDG s	2015（平成27）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDG sは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。
か 行	区画線	道路鋸、ペイント、石等により、道路の路面に描かれた線、記号又は文字



行	用語	説明
か 行	交通安全指導員	保育所・幼稚園や学校などで、園児，児童生徒に対して交通安全教育や交通指導を行う自治体等の職員
	交通結節点	同じ交通手段や異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ拠点
	コミュニティサイクル	複数の自転車貸出拠点が設置され，利用者がどこでも貸出・返却できる交通手段。「自転車シェアリング」，「サイクルシェアリング」，「都市型レンタサイクル」等とも称される。
さ 行	サイクル・アンド・ライド	自転車から公共交通機関に乗り換えて目的地に向かう方法
	サイクルステーション	自転車利用者のため，休憩スペースやロッカーなどを提供する施設
	サイクルツーリズム	自転車を活用した観光の総称
	サイクルトレイン	自転車を解体せずに鉄道車両内に持ち込むことができるサービス
	サイクルポート	コミュニティサイクルの自転車貸出拠点
	車道混在	自転車と自動車が車道上で混在して通行する形態
	自転車安全利用五則	自転車を利用するに当たり守るべきルール・マナー。2007（平成19）年7月10日に内閣府中央交通安全対策会議交通対策本部が決定した。
	自転車活用推進法	身近な交通手段である自転車が公共の利益を増進するという基本理念を掲げ，国が策定する自転車活用推進計画のもと自治体にも計画の策定を促し，自転車の活用の推進に関する施策を進めることを規定した法律で，2016（平成28）年12月16日に公布された。
	自転車活用推進計画	自転車活用推進法の基本理念に加え，国の責務等を明らかにし，及び自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定めるという法の目的ののっとり，自転車の活用の推進に関する総合的かつ計画的な推進を図るため，法第9条に基づいて定めた計画で，2018（平成30）年6月8日に閣議決定された。
自転車専用通行帯	道路交通法第20条第2項の道路標識等により，車両通行帯の設けられた道路において，普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された車両通行帯	



行	用語	説明
さ 行	自転車通行環境整備モデル地区	国交省と警察庁が合同で指定した、今後の自転車通行環境整備の模範となるモデル地区。全国で98箇所が指定された。
	自転車通行空間	自転車が通行するための道路，又は道路の部分
	自転車等駐車場	一定の区画を区切って設置される自転車等の駐輪のための施設（自転車法第2条第3項）。 本計画では，施設の名称，自転車法の条文を用いる場合以外は「駐輪場」と表記する。
	自転車等放置禁止区域	自転車や原付を放置した場合，撤去される区域。 「水戸市自転車等の放置防止に関する条例」により，当区域内に放置されている自転車や原付は，警告の後，市の保管所へ撤去・移動し，保管される。
	自転車道	専ら自転車の通行の用に供するために，縁石線（車道と歩道を区分する石等で続いた線）又は柵，その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分（道路構造令第2条第1項第2号）
	自転車ネットワーク計画	安全で快適な自転車通行空間を効果的，効率的に整備することを目的に，自転車ネットワーク路線を選定し，その路線の整備形態等を示した計画
	自転車ネットワーク路線	自転車通行空間を効果的，効率的に整備することを目的に選定した，面的な自転車ネットワークを構成する路線
	自転車歩行者道 （自歩道）	専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために，縁石線又は柵，その他これに類する工作物により区画して設けられる道路の部分（道路構造令第2条第1項第3号）。
	自転車利用に関する市民アンケート	2014（平成26）年2月から3月にかけて水戸市が市民の自転車利用実態を把握するために行ったアンケート調査。市民と高校生に調査票を配布し，市民1,421人，高校生757人から回答を得た。
	徐行	車両等が直ちに停止することができるような速度で進行すること
生活習慣病	食習慣，運動習慣，休養，喫煙，飲酒等の生活習慣が，その発症・進行に関与する疾患群。糖尿病，高血圧症，肥満，心臓病，脳卒中等が該当する。	



行	用語	説明
た 行	タンDEM自転車	複数のペダルやサドルを装備し、複数人が前後に並んで同時に駆動することができる自転車
	T Sマーク	自転車安全整備士が自転車を点検、整備して道路交通法例に定められた基準に適合した安全な普通自転車として確認をしたときに貼られるマーク。このマークが貼られている自転車には、傷害及び賠償責任保険が附帯される。
	電動アシスト車	充電用バッテリーを補助動力として使用する自転車
	道路管理者	道路を管理する主体(道路法第3章第1節)。一般的に都道府県道及び市町村道は該当する地方公共団体が道路管理者となる。国道については、国が直轄管理する道路と都道府県・政令指定都市が管理者になる道路がある。
	道路構造を定める法令	道路法第30条に規定する道路構造の技術的基準を定める法令、及び都道府県道及び市町村道の道路構造の技術的基準について、当該道路を管理する地方公共団体で定めた条例の総称
	道路交通法	道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図ることを目的とする法律。歩行者の通行方法、車両・路面電車の交通方法、運転者及び雇用者の義務、道路の使用、自動車・原動機付自転車の運転免許、罰則などについて規定
	道路交通センサス	全国の道路及び道路交通の実態を捉え、将来の道路整備の基礎的資料とするため、国土交通省が5年ごとに定期的実施している道路交通量の計測をはじめとした調査。最新データは平成22年。自転車の交通量は10年に一度のため最新データは平成17年になる。
	道路標識	道路交通法第2条第1項第15号に規定される、道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示板をいい、種類、様式等については、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令第1条から第4条に規定される。
	道路標示	道路の交通に関し、規制又は指示を表示する標示。路面に描かれた道路鋸、ペイント、石等による線、記号又は文字が該当



行	用語	説明
た 行	特例市	2000（平成12）年から施行された大都市制度の一つで、人口が20万人以上の都市に中核市に準じた事務の範囲が移譲されている。地方自治法の改正により、2015（平成27）年4月1日に制度は廃止された。
は 行	BMI	体格指数の一つ。成人の体格指数として国際的標準指標になっており、主に肥満の判定に用いられる。計算式は、「体重(Kg)÷身長(m)÷身長(m)」。
	ピクトグラム	表現対象を文字以外のシンプルな図記号によって表したもの
	普通自転車歩道通行可	道路交通法第63条の4に規定される、普通自転車が、歩道を通行することができること又は当該歩道における通行すべき道路の部分を指定する交通規制
	不法占用物件	道路の占用は道路に一定の工作物、物件又は施設を設け、継続して使用することをいう。道路を占有するためには、道路を管理している道路管理者の許可を受ける必要がある。 このような許可を受けずに道路上に置かれた立て看板や旗・のぼり等、歩道と車道の段差解消のため自動車の出入口などに置かれたブロックや鉄板のことをいう。
ま 行	水戸市公共交通基本計画	2016（平成28）年度から2023（平成35）年度までの8年間の水戸市の公共交通の基本方針を示した計画
	水戸市自転車利用環境整備審議会	本市における安全で快適な自転車利用環境の整備の推進を目的として設置した附属機関
	水戸市第6次総合計画	2014（平成26）年度から2023（平成35）年度までの10年間の水戸市のまちづくりの基本方針を示した、各種計画の最上位計画
	水戸市立地適正化計画	都市計画法を中心とした従来の都市計画制度に加えて、都市機能の誘導、公共交通の充実により、コンパクトシティ化を推進する計画
	モータリゼーション	自動車が生活必需品として普及する現象
ら 行	レンタサイクル	自転車を貸し出すサービス。自転車は借りた場所に返却しなければならない。



行	用語	説明
ら 行	路肩	道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために、車道、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して設けられる帯状の道路の部分（道路構造令第2条第1項第12号）
	路側帯	歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端よりに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によって区画されたもの（道路交通法第2条第1項第3号の4）
	路面表示	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に規定されていない、法定外の路面に描かれた標示で、ペイント、石等で路面に描かれた線、記号又は文字

